

分類コード	X-1-1-1-05
保存期間	3年(令和6年12月31日まで)

秋本生企第169号
令和3年3月12日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

秋田県迷惑行為防止条例の一部改正について（通達）

秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（令和3年秋田県条例第39号）が本日公布され、本年4月1日から施行されることとなった。本改正については、盗撮行為を禁止した場所の一つである「その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場合がある場所」（第4条第3項関係）から、従前の除外規定（公共の場所、公共の乗物及び特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物を除外する規定）を削ったものである（別添）。

施行後は、改正条例を適用した取締りや捜査を行うこととなるため、条例の解説書を活用するなど職員に対する指導教養を徹底し、適正な運用に努められたい。



令和3年03月12日

号外 第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



条例

④ 〇この号で公布された条例のあらまし

④ 〇公報文

④ 〇秋田県行政手帳における特定の個人を識別するための番目の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (4・税務課)

④ 〇知事令の検査および施設に関する条例の一部を改正する条例 (5・人事課)

④ 〇廃止の特許料率手当に関する条例の一部を改正する条例 (6・人事課)

④ 〇秋田県県民税条例の一部を改正する条例 (7・税務課)

④ 〇市町村への被保険料の拡充に関する条例の一部を改正する条例 (8・市町村課)

④ 〇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (9・地域づくり推進課)

④ 〇秋田県特養老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 (10・厚生社会課)

④ 〇秋田県特養老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 (11・厚生社会課)

④ 〇秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例 (12・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (13・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定介護支援サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例 (14・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (15・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定介護障害者施設の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (16・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (17・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定介護予防の事業の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (18・厚生社会課)

④ 〇秋田県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 (19・厚生社会課)

<u>文: ○飲用温湯定め規則出入所規則の人口、使用及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(20・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯定め規則飲食サービスの運営等の人口、使用及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(21・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯定め規則支那会計の人口、使用及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(22・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯定め規則飲食サービス事業の営業及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(23・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯定め規則支那センターの営業及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(24・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯ホームの営業及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(25・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯施設の規制及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(26・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯施設の営業及び所持に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(27・障害福祉課)
<u>文: ○飲用温湯受取料規制防止条例の一部を改正する条例</u>	(28・健康づくり推進課)
<u>文: ○飲用温湯用品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附帯規則各項の一部を改正する条例</u>	(29・医療政策課)
<u>文: ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</u>	(30・生活衛生課)
<u>文: ○飲用温湯衛生管理条例の一部を改正する条例</u>	(31・水道施設課)
<u>文: ○飲用温湯立地適應能力規制規則の一部を改正する条例</u>	(32・雇用労働政策課)
<u>文: ○飲用温湯規制と用利規制条例の一部を改正する条例</u>	(33・道路課)
<u>文: ○飲用温湯の規制の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例</u>	(34・道路課)
<u>文: ○飲用温湯規制規則新規規制規則を定める条例の一部を改正する条例</u>	(35・建築住宅課)
<u>文: ○飲用温湯規制エネルギー規制規制規則を定める条例の一部を改正する条例</u>	(36・建築住宅課)
<u>文: ○飲用温湯の給与及び福利厚生に関する条例の一部を改正する条例</u>	(37・労働政策課)
<u>文: ○学校規則の定義に関する条例の一部を改正する条例</u>	(38・高校教育課)
<u>文: ○飲用温湯規制執行規則の一部を改正する条例</u>	(39・生活安全企画課)
<u>文: ○飲用温湯規制活動の交付に関する条例の一部を改正する条例</u>	(40・認可提出)
<u>文: ○飲用温湯と口腔の健康づくり規制条例の一部を改正する条例</u>	(41・認可提出)
<u>文: ○飲用温湯主導取扱い規制条例</u>	(42・認可提出)

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 高等学校等の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給及び高等学校等の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務の効率化を図るために、これらの事務を個人番号を利用することができる事務とすることとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 現下の経済状況に鑑み、知事等の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第6号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）による新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第7号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第　号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第8号）

- 1 知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るために、権限移譲対象事務に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定による入院措置の決定等の事務を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日ほかから施行することとした。

◇◇

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第9号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日（令和3年6月9日）から施行することとした。

◇◇

◇秋田県経費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第10号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による経費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正により、経費老人ホームの運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正により、養護老人ホームの運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第12号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正により、特別養護老人ホームの運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正により、指定居宅サービス等の事業の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第14号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正により、指定介護予防サービス等の事業の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第15号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の一部改正により、指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第16号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正により、介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第17号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正により、指定介護療養型医療施設の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第18号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正により、介護医療院の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第19号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正により、指定通所支援の事業等の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第20号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正により、指定障害児入所施設等の人員及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第21号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正により、指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第22号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正により、指定障害者支援施設の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第23号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正により、障害福祉サービス事業の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の一部改正により、地域活動支援センターの運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第25号）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第

176号) の一部改正により、福祉ホームの運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第26号)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)の一部改正により、障害者支援施設の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第27号)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(秋田県条例第28号)

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)による食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の一部改正により、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第29号)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部改正により、地場連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする者から手数料を徴収することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第30号)

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による食品衛生法(昭和23年法律第233号)の一部改正により公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県漁港管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第31号)

- 1 甲種漁港施設に係る占用の許可を受けようとする者の負担の軽減等を図るために、当該許可の期間を延長することと

した。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（秋田県条例第32号）

- 1 職業能力開発校の創立生の経済的負担の軽減を図るため、同校の授業料の徴収の猶予等に関する規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

- 1 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）による道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正により、自動運行補助施設による道路の占用に係る占用料の額を定めることとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

- 1 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）による道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正により、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、一定の規模の建築物に係るこれらの中請に係る手数料の額を引き下げるとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行により、一定の規模の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額を引き下げるほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 現下の経済状況及び知事等の退職手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-
- ◇◇

◇秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 公衆に著しく迷惑をかける行為の実態に鑑み、通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場合がある場所における盗扱行為の禁止に關し所要の規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

- 1 幼率的な行政運営を実現するため、政務活動費に関する手続における押印を不要とすることとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（秋田県条例第41号）

- 1 鮫健康寿命の延伸を図るため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策を充実させることとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-

◇◇

◇秋田県主要農作物種子条例（秋田県条例第42号）

- 1 主要農作物の種子の確保及び供給に關し、基本理念を定め、県の責務及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の確保及び安定的な供給を図ることとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
-

◇◇

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 二 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 三 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県税条例の一部を改正する条例
- 五 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 六 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県経費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十二 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十六 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十七 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十八 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 十九 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十一 秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十二 秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十三 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十四 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二十五 秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例
- 二十六 秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十七 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 二十八 秋田県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 二十九 秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- 三十 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十一 秋田県構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 三十二 秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 三十三 秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十四 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 三十五 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 三十六 秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例
- 三十七 秋田県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 三十八 秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

三十九 秋田県主要農作物種子条例

令和三年二月十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第三十九号

秋田県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）の一部を次のよつて改正する。

第四条第三項中「（前項各号に掲げる場所を除く。）」を削る。

附 則

- 1 「この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 「この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。